瀬戸内海環境保全特別措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百六十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに同法附則第二項、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項並びに水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第四条の二第一項及び第二十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正）

第一条　瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和四十八年政令第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「妙見埼灯台」を「妙見埼」に改める。

第四条の二を削る。

第五条中「第十二条の四第一項」を「第十二条の三第一項」に、「燐（りん）」を「窒素」に、「燐（りん）」を「窒素」に改める。

第六条中「第十二条の四第一項」を「第十二条の三第一項」に改める。

第七条中「第十二条の六第一項」を「第十二条の五第一項」に改める。

第八条第四号中「第十二条の五」を「第十二条の四」に改め、同条第五号中「第十二条の六第一項」を「第十二条の五第一項」に改める。

別表第一第一号中「左京区（大原（小出石町、百井町、大見町及び尾越町に限る。）及び久多に限る。）、同市伏見区醍醐（一ノ切町、二ノ切町及び三ノ切」を「（左京区（久多下の町、久多川合町、久多中の町、久多上の町、久多宮の町、大原小出石町、大原百井町、大原大見町及び大原尾越町に限る。）、右京区京北上弓削町八丁山及び伏見区（醍醐一ノ切町、醍醐二ノ切町及び醍醐三ノ切に限る。）」に改め、「宮津市」の下に「、京丹後市、南丹市（日吉町（胡麻、上胡麻及び畑郷に限る。）及び美山町に限る。）」を加え、「、北桑田郡京北町大字上弓削字八丁山、同郡美山町」を削り、「丹波町、同郡日吉町（字胡麻、字上胡麻及び字畑郷に限る。）、同郡瑞穂町、同郡和知町、天田郡、加佐郡」を「及び」に改め、「、中郡、竹野郡及び熊野郡」を削り、同表第二号及び第三号を次のように改める。

二　兵庫県の区域のうち、豊岡市、丹波篠山市（藤坂字峠、栗柄（字杉ケ谷、字定年、字ユリノ下、字鳥巣谷、字定利ノ坪、字ユリノ下坪、字深田ノ坪、字繁近坪、字角田ノ坪、字御嶽大林及び字籠畠坪に限る。）、川阪、本郷、遠方及び桑原に限る。）、養父市、丹波市（氷上町大崎、氷上町北野、氷上町石生（字足洗、字尾張、字水長、字堺、字澤、字寺谷前、字桧前、字佃、字保根通、字梨尾田、字北石丸、字箱根田、字志金田、字芝木輪、字大谷口、字坂本、字猪ノ尾、字唐洲、字竹原、字下久手、字上久手、字梅ノ木薮、字志原、字安井嘉、字豊畑、字池ノ川、字赤畑、字瀧山、字杉ノ本、字中道、字立石、字向山、字宿畑、字前田及び字瓜渕に限る。）、春日町及び市島町に限る。）、朝来市（生野町口銀谷（字七丁目、字西山、字古城山及び字城山の下を除く。）、生野町新町、生野町奥銀谷、生野町小野、生野町竹原野、生野町上生野、生野町黒川、生野町猪野々、生野町白口、生野町円山（字口垣内、字下垣内、字フドノ、字中嶋、字奥垣内及び字屋敷に限る。）、生野町真弓、生野町川尻及び生野町栃原を除く。）及び美方郡の区域

三　奈良県の区域のうち、奈良市（月ヶ瀬（石打及び尾山に限る。）、都祁南之庄町（旧字堂ヶ平、旧字嵩山、旧字嵩原、旧字奥の谷及び旧字ホタガ山に限る。）、都祁吐山町、都祁こぶしが丘、都祁白石町（旧字池の谷、旧字ガンダニ、旧字カリ谷、旧字混谷、旧字シブタニ、旧字坊谷、旧字タカツカ、旧字畑谷、旧字ヤマノイモ、旧字トヒコエ、旧字カモリ下、旧字カモリ、旧字カモリ谷、旧字スリコバチ、旧字中道、旧字野々神、旧字赤坂、旧字カジシ、旧字クロサカ、旧字ゲラサカ、旧字多田池の上、旧字サウトキ、旧字長尾、旧字上田、旧字墓ヶ谷、旧字ギタクヨ、旧字上ハキ、旧字貝那木及び旧字子コ石に限る。）及び小倉町旧字イズミ谷に限る。）、五條市大塔町、宇陀市（大字陀（牧、栗野及び田原に限る。）、榛原（柳及び角柄に限る。）及び室生下笠間字ダイバンドを除く。）、山辺郡山添村（大字岩屋及び大字毛原に限る。）、宇陀郡、吉野郡天川村、同郡野迫川村、同郡十津川村、同郡下北山村及び同郡上北山村の区域

別表第一第五号及び第六号を次のように改める。

五　広島県の区域のうち、三原市大和町篠、府中市上下町（上下、深江、二森、小堀、小塚及び有福に限る。）、三次市、庄原市（西城町（平子字丑之河及び三坂（字市場、字岩祖及び字永金に限る。）に限る。）及び東城町（保田（字長谷及び字白滝山に限る。）及び帝釈始終字白石を除く。）を除く。）、東広島市豊栄町（飯田及び吉原に限る。）、安芸高田市（八千代町（上根（字市裏、字市表及び字土井に限る。）及び向山に限る。）及び向原町（戸島（字割石、字八東戸及び字負根を除く。）を除く。）、山県郡北広島町（後有田、有田、古保利、石井谷、寺原、春木、今田、有間、舞綱、中山、川戸、蔵迫、惣森、川西、川東、壬生、川井、丁保余原、新郷、南方（字上畑及び字下畑を除く。）、木次、本地、新氏神、新都、志路原、上石、下石、海応寺、高野字大谷、大塚、大朝、田原、筏津、新庄、宮迫及び岩戸に限る。）、世羅郡世羅町（大字別迫字反田、大字青水（字弁城を除く。）、大字黒渕、大字津口（字野原を除く。）、大字戸張、大字安田（字水の別を除く。）、大字徳市、大字小国、大字黒川、大字中、大字吉原、大字上津田、大字下津田、大字長田及び大字山中福田に限る。）及び神石郡神石高原町（古川（字仁後及び字間谷に限る。）及び福永（字滝合及び字見後に限る。）に限る。）の区域

六　山口県の区域のうち、下関市（豊田町（大字杢路子、大字殿居、大字佐野、大字荒木、大字一ノ俣、大字金道、大字宇内、大字八道、大字鷹子及び大字浮石に限る。）及び豊北町（大字神田上、大字神田（神田特牛地区、神田堀越地区、神田鳴滝地区、神田荒田地区及び神田大川地区に限る。）、大字北宇賀（北宇賀上畑地区及び北宇賀下畑地区を除く。）及び大字矢玉を除く。）に限る。）、山口市（阿東生雲東分、阿東篠目、阿東生雲中、阿東蔵目喜、阿東地福上、阿東地福下、阿東徳佐上、阿東徳佐中、阿東徳佐下、阿東嘉年上及び阿東嘉年下に限る。）、萩市、長門市（渋木大垰区及び俵山を除く。）、美祢市美東町赤山中区及び阿武郡の区域

別表第一第七号中「日和佐町」を「美波町」に改め、同表第八号を次のように改める。

八　愛媛県の区域のうち、宇和島市（三間町及び津島町（御内、槇川及び下畑地（上槙上及び上槙下に限る。）に限る。）、上浮穴郡、喜多郡内子町中川、北宇和郡及び南宇和郡愛南町（深浦、脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、古月、鯆越、久良、正木、増田、小山、中川、広見、満倉、上大道、一本松、越田、船越、久家、樽見、福浦、麦ヶ浦、弓立、小浦、樫月、下久家、大成川、小成川及び武者泊に限る。）の区域

別表第一第九号中「若松区」を「（若松区」に、「、同市八幡西区」を「及び八幡西区」に改め、「から木屋瀬五丁目まで」の下に「、木屋瀬東一丁目から木屋瀬東四丁目まで」を加え、「、福岡市」を「に限る。）、福岡市」に、「飯塚市」を「飯塚市」に改め、「、山田市、甘木市」及び「、前原市」を削り、「筑紫郡」を「福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市」に改め、「、宗像郡」、「、糸島郡、浮羽郡」及び「、山門郡、三池郡」を削り、「字鷹巣原」を「字鷹巣原」に改め、「、字高住社鳥井畑」、「、同郡金田町」及び「、同郡赤池町、同郡方城町」を削り、「及び同郡赤村」を「、同郡赤村」に改め、「大字内田に限る。）」の下に「及び同郡福智町」を加え、同表第十号中「大字花月字小石坂」を「大字花月（字小石坂」に改め、「字柳原」の下に「に限る。）」